新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別取扱いについて

この度の新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申しあげます。

当組合においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による状況を鑑み、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことに伴い、関係当局の要請に基づき、次のとおり対応させていただきます。

なお、対応内容について変更等がある場合は、随時、当組合のホームページでお知らせいたします。

1　共済金のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症は疾病に該当しますので、新型コロナウイルス感染症の治療を目的とされた入院は、疾病（病気）入院共済金のお支払い対象となります。

なお、検査の結果「陽性」と判断されたか否かに関わらず、医師の指示で入院している場合（＊1）も、疾病（病気）入院共済金（＊2）のお支払い対象となります。

また、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合、死亡共済金のお支払い対象となります。ただし、傷害（不慮の事故）死亡共済金のお支払対象ではありません。

（＊1）検査の結果「陽性」と判断された場合のみ、自宅療養、指定された宿泊施設も含めます。

（＊2）ご契約内容（共済契約の型）により、入院共済金のお支払いに、所定の入院日数が必要な場合があります。

2　ご契約に関する特別取扱い

ご加入いただいている共済契約に関し、新型コロナウイルスにより影響を受けられたご契約者様からのお申し出を受けた場合、次のとおり特別取扱いを行います。詳細につきましては、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

(1) 掛金払込期間の延長

契約者からのお申し出により、2020 年 4 月 10 日から共済掛金払込期間を最長 2020 年 9 月 30 日まで延長いたします。

(2) 共済金の速やかなお支払い

①契約者または共済金受取人からのお申し出により、お手続きの際、本人確認書類基準を一部緩和するなどの対応により、迅速なお支払いをいたします。

②共済金のご請求にあたり、お手続きに必要な書類を準備することが困難な場合は、個別事情をお伺いし、代替書類等による柔軟な対応をいたします。

(3) 共済契約の更新手続きの遡及対応

更新日が 2020 年 4 月 10 日から 2020 年 9 月 30 日までに到来する共済契約の更新手続きが困難な場合、または、手続きが行えなかった場合には、契約者からのお申し出により、更新日に遡って手続きを行います。

3　窓口対応及び訪問対応の停止

原則として、対面でのご対応は、停止させていただきます。

※なお、職員出勤数を減らして営業させていただいておりますので、通常期よりもお電話がつながりにくい場合や、当組合からの連絡等にお時間をいただく場合がございます。お客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

また、コープ共済や団体総合生活保険（個人賠償責任補償、傷害補償等）、自然災害補償付火災保険等にご加入いただいている方につきましては、下記のリンクについてもご確認をお願いいたします。

「ＣＯ・ＯＰ共済　ご加入の方」新型コロナウイルス感染症に関するご案内

（こちらをクリックしてください→）http://coopkyosai.coop/coronavirus/index.html

「東京海上日動　団体総合生活保険（個人賠償責任補償・携行品補償・傷害補償）、自然災害補償付火災保険　ご加入の方」新型コロナウイルス感染症に関する情報

（こちらをクリックしてください→）https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/200302_01.html

令和２年４月
神戸市民生活協同組合
フリーダイヤル：0120-81-9431